

本部発行第 0019 号

令和 4 年 7 月 26 日

社員各位

株式会社 Branches
代表取締役 権藤光枝

濃厚接触者の待期期間短縮について

7 月 22 日政府が公表した表題について、当社の対応をお知らせいたします。
医療従事者については濃厚接触者となった場合、下記要件を満たす限りにおいて自宅待機はしなくてよいものとします。

【要件】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後 14 日間経過した後（ただし、2 回目接種から 6 か月以上経過していない場合には、2 回接種済みで、2 回目の接種後 14 日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット 2）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。